

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月 7 日
【会社名】	一建設株式会社
【英訳名】	HAJIME CONSTRUCTION CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 公善
【本店の所在の場所】	東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
【電話番号】	03-5393-3071（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 青柳 秀樹
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
【電話番号】	03-5393-3071（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 青柳 秀樹
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 5,355,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受けによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 2,970,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,430,000,000円 （注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月20日付をもって提出した有価証券届出書及び平成21年12月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成21年12月7日開催の取締役会において引受株式数を訂正することを決議したため、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 株式の引受け

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【株式の引受け】

（訂正前）

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	<u>2,340,000</u>	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成21年12月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	<u>300,000</u>	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>150,000</u>	
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	<u>120,000</u>	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>60,000</u>	
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>15,000</u>	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	<u>15,000</u>	
計	—	3,000,000	—

（注）1. 上記引受人と発行価格決定日（平成21年12月15日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（訂正後）

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	<u>2,043,100</u>	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成21年12月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	<u>435,000</u>	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>217,500</u>	
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	<u>174,000</u>	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>87,000</u>	
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>21,700</u>	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	<u>21,700</u>	
計	—	3,000,000	—

（注）1. 上記引受人と発行価格決定日（平成21年12月15日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。